

窓口業務の受付時間延長について

町では、役場の一部業務について、事前に電話で申し出があった場合、受付時間の延長を試行的に行っています。仕事の都合などで、通常の時間帯に役場においでにならない方はご利用ください。

取扱い業務など具体的内容は、次のとおりです。

延長日時・実施場所

延長日 役場の休日を除く月曜日から金曜日までの毎日

延長時間 午後7時まで(午後6時30分以降は、職員玄関が出入り口となります。)

実施窓口 支所を除く役場の窓口

延長窓口と取扱い業務

◆利用の仕方

- 1 役場の担当窓口当日の午後5時までに電話で申し出てください。
- 2 担当者から申請者や必要な書類の確認をさせていただきます。
- 3 午後7時までに役場へお越しください。

主な取り扱い業務は表のとおりですが、通常時間内と同じような受付ができない業務もありますので事前に担当課までお問い合わせください。

※ご注意

- 当日の午後5時までに電話で、申し出があった場合に限りです。
- 他の市町村・社会保険事務所等への照会・確認が必要な場合は、その場で手続きができない場合があります。
- 会社、事業所等の業務に係るものについては、原則お取扱いいたしません。

延長に関するお問合せ先

総務課 33-2111 内線201、206

主 な 取 扱 業 務

延長窓口	取 扱 業 務
税務町民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民異動届・戸籍届の受付 ● 印鑑登録申請・外国人登録申請の受付 ● 証明書の発行(戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書) ● 町税に関する証明書の発行(所得証明・評価証明・納税証明) <p>※ 町税を納付して間もない(2週間程度)場合で、納税証明書が必要なときは、必ず領収証書などの納付が確認できるものをお持ちください。</p> <p>【国民年金関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入・脱退・変更届の受付 ● 住所異動の受付 ● 保険料免除申請及び学生納付特例の受付 <p>【国民健康保険関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費等(高額療養費・出産育児一時金等)の申請受付 (窓口での現金給付は除きます) ● 福祉医療(老人医療・乳幼児医療・母子家庭等医療等)関係 新規申請・更新申請・異動届・喪失届の受付
健康福祉課 (総合保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所の入所受付 ● 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当申請の受付 ● 福祉用具購入費・住宅改修費・高額介護サービス費支給申請の受付 ● 要介護認定申請の受付 ● 各種障害者手帳の申請及び交付 ● 手当・見舞金等の助成の受付 <p>(特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者介護見舞金・家族介護慰労金等)</p>
水環境課	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水申込申請 ● 口座振替申込申請 ● 犬の登録
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● IGR通学定期補助金交付申請書の提出
産業課	<ul style="list-style-type: none"> ● 出稼ぎ手帳の交付
地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林道等整備事業用資材交付申請の受付

この表に記載していないものでも、取扱いができる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。